

丸広友の会●ラフィーネ・サークル規約

この友の会規約を十分お読みの上、お申し込みください。

- 第1条** この会の名称はラフィーネ・サークル（以下「本会」という。）と称します。
本会は、川越市新富町2丁目6番地1に所在の株式会社丸広友の会が運営いたします。
- 第2条** 目的
本会は、株式会社丸広百貨店をご愛顧くださる日本国内居住の個人会員のお買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。
- 第3条** 特典
会員は、本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催し物に参加出来ます。本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して会費をお払い込みの会員ご本人に限ります。
- 第4条** 入会、積立方法及び領収書の発行
- (1) 本会への入会は、個人に限ります。
 - (2) 本会へ入会ご希望のお客様は入会申込書に、予約金として1回分の会費相当額を添えてお申し込みいただき、本会が入会を認めたときに、入会並びに契約成立とします。
但し、口座振替をご利用の会員が満期後引続き次期の入会を希望して第9条(2)②の方法により申込を行った場合に限り、初回分の会費も指定口座から自動振替し、本会がその入金を確認したときに契約成立とします。
 - (3) 契約成立とともに、予約金は第1回分の会費とし、契約金額から第1回分を除いた会費残高については下表に記載している内容に基づき、本会にお支払い願います。なお、途中でのコース変更、口数の変更はできません。会員証一枚あたりのお申込み総数は10口までとします。

コース名	1口の契約金	毎月の会費	期間回数	支払方法	支払期日	ボーナス額	満期受取金額
3,000円コース	36,000円	3,000円	1ヵ年 12回	窓口持参 又は 自動振替	毎月 月末 まで	1,500円	37,500円
5,000円コース	60,000円	5,000円				2,500円	62,500円
10,000円コース	120,000円	10,000円				5,000円	125,000円
30,000円コース	360,000円	30,000円				15,000円	375,000円
6,000円コース	36,000円	6,000円	6ヵ月 6回			1,500円	37,500円
10,000円コース	60,000円	10,000円				2,500円	62,500円

- (4) 毎月払い込みいただく会費については、所定の領収書を会費払い込みの都度発行いたします。会費払い込みの際は必ず黄色の会員証（以下「会員証」という。）又はまるひろ公式アプリ（以下「アプリ」という。）に登録したデジタル会員証（以下「デジタル会員証」という。）をご持参ください。また、自動振替をご利用の場合には、その通帳記帳を以って領収書にかえさせていただきます。なお、領収書は第9条の利用手続き終了まで大切に保管願います。
 - (5) 友の会は、金融機関等の預金と異なり、お払い込みされた会費には、金利は発生いたしません。
- 第5条** 規約（契約約款）の交付・再交付
- (1) 本会は、入会申込の際に、この規約（契約約款）を入会ご希望のお客様に交付します。この規約（契約約款）は、契約条件等が記載されたものですので大切に保管してください。
 - (2) この規約（契約約款）を紛失等された場合、お申し出により、所定の手続き後速やかに再交付いたします。
- 第6条** 会員証・お買物専用カード
- (1) 契約成立とともに会員になられた方には会員証をお渡しいたします。会員証は貸与となります。会員証は商品等とお引換えの際に必要となりますので大切に保管してください。満期後、次期の入会申込を行わない場合には、契約成立時にお渡しした会員証を返却いただき、改めてお買物カードとしてのみご利用いただける積立機能のない白いお買物専用カード（以下「お買物専用カード」という。）を発行いたします。
 - (2) 会員証・お買物専用カードを盗難・紛失等された場合は、会員ご本人様のお申し出により、その機能の無効及びその利用を停止致します。なお、盗難・紛失等のお申し出前の第三者による利用については、原則、会員ご本人様にご負担いただきます。
 - (3) 会員証・お買物専用カードの盗難・紛失・破損の場合には、身分証明書をご持参の上、本会窓口で所定の手続きをしていただくことにより、会員証・お買物専用カードを再発行いたします。その場合、再発行1件につき330円（税込）の手数料をいただきます。なお、再発行時に旧会員証・旧お買物専用カードは無効となります。
 - (4) 会員証はアプリに所定の手続きで登録を行い、アプリのデジタル会員証を表示することにより会費の払い込み、商品等とのお引換えに利用できます。お買物専用カードも同様に、デジタルお買物専用カードとして商品等とのお引換えが可能となります。
 - (5) アプリを利用してスマートデバイスを盗難・紛失等された場合は、会員ご本人様のお申し出により、アプリ機能の無効及びその利用を停止致します。なお、盗難・紛失等のお申し出前の第三者による利用については、原則、会員ご本人様にご負担いただきます。
- 第7条** 本人確認
各種手続き時、本会が必要と認めた場合、会員ご本人の公的身分証明書の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合、委任状等本会が定める書類を提出していただきます。
- 第8条** 住所変更等の届け出
入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等の変更があった場合には、速やかに本会まで届け出てください。この届け出が無い場合には、本会への届け出済み内容にしたがって本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所が変更となり、本会に届け出が無い場合には、満期のご案内がお届け出来ずお買物カード（会員証（デジタル会員証含む））としてご利用ができませんので、ご注意ください。
- 第9条** 会費の完納と利用手続き
- (1) 会費の完納とは、契約金額を積立期間の最終月まで継続して払い込みになることを言い、満期は最終の払い込み期限とします。満期のご案内は、郵便で満期のご案内通知をお送りしてお知らせいたします。
 - (2) 次のいずれかにより会員証（デジタル会員証含む）がお買物カードとしてご利用いただけます。
 - (イ) 会費を完納した場合（満期翌月の一定日より利用可能）
 - (ロ) 満期後一ヶ月以内の一定日以降より、友の会窓口にて、所定の手続き（会員証（デジタル会員証含む）・満期のご案内通知を持参）をいただいた場合（手続き完了後即利用可能）
 - (3) 会員証（デジタル会員証含む）又はお買物専用カード（デジタルお買物専用カード含む）のご使用は会員ご本人に限り、本会が認めた場合を除き、他人への譲渡は出来ません。また、商品等にお引換えするまで盗難・紛失等には十分ご注意ください。
 - (4) 本条(2)の手続き以降の会員証又はお買物専用カードの残高は、商品等引換え時のレシートにその都度金額が表示されます。残高は会員証又はお買物専用カードには記載されませんので、レシートは大切に保管してください。また、各店友の会カウンター及びレジカウンターでも確認できます。アプリにデジタル会員証、デジタルお買物専用カードをご登録いただいている場合は、いつでも残高をアプリで確認することができます。
 - (5) お買物専用カードは、残高が0円となった場合にはご返却いただきます。

第10条 商品等のお引換え

- (1) 会員証（デジタル会員証含む）又はお買物専用カード（デジタルお買物専用カード含む）をご提示いただければ、株式会社丸広百貨店各店の取扱い商品等のうち、会員証又はお買物専用カードの残高に相当する商品等とお引換えいたします。但し、下記の商品等のご利用の除外となります。なお、詳しくは本会窓口までお問合せください。
※商品券、ギフト券、ギフトカード、JR及び私鉄運賃、航空券、旅行内金及び各種チケット、印紙、切手、ハガキ、金、銀、地金、代引入金、友の会入金、その他特に指定するもの。
- (2) 株式会社丸広百貨店が運営する通信販売及びインターネットショッピングサイトにおける商品のご購入に会員証又はお買物専用カードをご利用いただく場合（前項(1)に定める商品等は利用除外となります。）や、デジタル会員証、デジタルお買物専用カードを利用するためには、会員は、あらかじめ所定の方法により暗証番号その他本会所定の事項を本会に届け出て、暗証番号を登録する必要があります。

第11条 解約等

- (1) この契約は、会員からの申出により積立期間満了前に解約することができます。この際、契約成立時にお渡しした会員証はご返却いただきます。
 - (イ) 積立期間満了前（積立期間満了後、お買物カード利用手続き前の場合を含む）の場合には、すでにお払い込みの会費に相当する額の現金を本会から受領することができます。
 - (ロ) 積立期間満了後（お買物カード利用手続き後）の場合には、お買物カードに付与したボーナス相当額をカード残高より差し引いた額の現金を本会から受領することができます。（よって、ボーナス特典は享受できません。）
- (2) 本会は会員が次のいずれかに該当したとき、会員の資格を取り消すことができるものとします。また、この場合には会員側の事由による解約として前項により取扱わせていただきます。
 - (イ) 第2回以降の会費のお払い込みについて、本会の定める期間（支払期日より1ヵ月）を超えて遅滞されたため本会から20日以上以上の相当の期間を定めて、そのお支払いを書面にて催告したにも拘わらず、その期間内にお払い込みがなかった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。
 - (ロ) この規約のいずれかに違反し、本会が会員として不適格と判断した場合。
 - (ハ) 第三者への譲渡転売その他不正又は不適切な目的での入会であると本会が判断した場合。
 - (ニ) 暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員又は準構成員である等の関わり合いがあることが判明した場合。
 - (ホ) その他営業を著しく妨害する行為や他会員に対する迷惑行為を行うなど会員として不適格であると本会が判断した場合。
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、及びその他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能となった場合には、解約することができます。
- (4) 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として本会窓口にて行います。その際には会員証（デジタル会員証は不可）と身分証明書が必要となります。なお、会員都合により解約に伴う費用（振込手数料等）を要する場合は、実費相当分を控除させていただきます。

第12条 解約にともなう会費の精算

- (1) 会員が前条(1)及び(2)の理由をもって解約されたときの精算は、(1)の解約の申出の日又は、(2)の催告期間の終了の日から45日以内に行わせていただきます。なお、すでにお払い込みの会費の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。
- (2) 会員が前条(3)により解約するときは、(イ)積み立て満了前の場合には、すでにお払い込みの会費の額及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積み立て満了後の場合には、商品にお引換えされていないお買物カードの額からボーナス相当分を除いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく本会から受領することができます。なお、(ロ)に於いて、ボーナス相当分の額は、商品等にお引き換えされていないお買物カードの額に、ボーナス付与割合を勘案して1/25を乗じた額（百円未満切捨て）として計算させていただきます。

第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

- (1) 本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの会費及び契約金額に相当する商品等にお引換えされていないお買物カードの合計金額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。
 営業保証金 さいたま方法務局川越支局 埼玉県川越市豊田1丁目19番地8
 供託委託契約の受託者 日本割賦保証株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号
 株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
 株式会社武蔵野銀行 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
 株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
 ただし、上記の機関については、本会の都合により変更することがあります。
 ご確認の際は、本会窓口までお問い合わせください。
- (2) 本会が倒産、破産等により前条(2)の支払が不能となった場合、会員は、既にお払い込みの会費又は、商品等にお引換えされていないお買物カードの額について、割賦販売法に基づき(1)に規定する営業保証金から弁済を受けることができます。

第14条 個人情報の取り扱いについて

- (1) 本会は、本規約に基づき、会員の個人情報（本会に届いただいた氏名、住所、電話番号、生年月日、及び会員番号等）を商品売上の取次ぎ業務及び各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、安全管理に必要な適切な組織体制と社内規定を策定した上で、収集・利用いたします。
- (2) 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した株式会社丸広百貨店は、会員あてに各種ダイレクトメール等のご案内のため、会員の同意の上、会員情報を利用いたします。ただし、会員は本会に対しこのような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- (3) 会員は本会に対し、ご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかな場合には、本会に対し訂正等を求めることができます。
- (4) 各種ダイレクトメール等での営業案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせは、本会窓口までご連絡ください。

第15条 営業地域

本会の営業地域は埼玉県とします。

第16条 友の会に関するご相談窓口

本会（丸広友の会・ラフィエ・サークル）へのお問合せは、下記窓口で承ります。

川越店	川越市新富町2丁目6番地1 TEL 049(224)1111 大代表	入間店	入間市豊岡1丁目6番12号 TEL 04(2963)1111 代表	まるひろminiワカバウォーク店 鶴ヶ島市富士見1丁目2番1号 TEL 049(272)7525
飯能店	飯能市栄町24番地4 TEL 042(973)1111 代表	上尾店	上尾市宮本町1番1号 TEL 048(777)1111 代表	まるひろminiピバモール東松山店 東松山市神明町2丁目11-6 TEL 0493(53)5095

許可番号、経済産業大臣許可、友3009号
この規約は、2024年10月1日から適用となります。